

A6 法人事業所で常時従業員を使用する事業所若しくは常時5人以上の従業員が働いている個人事業所は、厚生年金保険及び健康保険の加入が法律で義務づけられています。

また、厚生年金保険及び健康保険の加入が法律で義務づけられている事業所以外の事業所であっても、一定の要件を満たした場合は、厚生年金等へ加入することができます。

#### [解説]

##### (1) 強制適用事業所

強制適用事業所は、次のどちらかの事由に該当する事業所（事務所を含みません。）で事業主や従業員の意思に関係なく、健康保険・厚生年金保険への加入が法律で定められています。

①法人事業所で常時従業員を使用するもの

②常時5人以上の従業員が働いている事務所、工場、商店等の個人事業所  
※ただし、5人以上の個人事業所であってもサービス業の一部（クリーニング業、飲食店、ビル清掃業等）や農業、漁業等は、その限りではありません

##### (2) 任意適用事業所

任意適用事業所とは、年金事務所長等の承認を受け健康保険・厚生年金保険の適用となった事業所のことです。半数以上の従業員が適用事業所となることに同意し、事業主が申請をして年金事務所長等の承認を受けると適用事業所になることができます。

この場合には、従業員は、被保険者とならない人を除き、全員が被保険者となることとなります。適用事業所になると保険給付や保険料などは、強制適用事業所と同じ扱いになります。

また、被保険者の3/4以上の人々が適用事業所の脱退に同意した場合には、事業主が申請して年金事務所長等の認可を受け適用事業所を脱退することができます。